

2008年12月3日
日本労働組合総連合会

雇用・能力開発機構に関する意見

1. 連合の基本的考え方

【雇用の現状】

- 非正規労働者の増加
- 経済情勢・雇用失業情勢の悪化による失業者の増加
→直近では、派遣労働者や期間工の契約の中途解除・解雇、雇い止めが急増
- 日本の製造業の基盤を支えるものづくり中小企業における人材の確保・育成の困難



【基本的考え方】

- 雇用のセーフティネットとしての職業訓練、ものづくり基盤整備と人材育成のための職業訓練・能力開発は国の責務。引き続き国の責任において実施することが必要
- 格差の縮小・正規雇用の増大に向けた雇用政策が不十分。国として、これまで以上に訓練機会に恵まれない人に対する職業訓練機能の充実・強化を図るべき
- 雇用情勢悪化時においては、国としての迅速・柔軟・効率的な対応が必要であり、それを担保する体制が不可欠

雇用・能力開発機構の改革に当たっては、以上のような点に留意しつつ、見直すべきものは見直すなど、業務の効率化、改廃、移管等の合理化を進めていくべき。

2. 雇用・能力開発機構の業務・組織について

職業訓練業務に特化する観点から見直しを行う。それ以外の業務は廃止又は移管することを原則とする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター／全国61カ所）

離職者訓練（雇用のセーフティネット）、中小企業労働者に対する高度なものづくり訓練の実施を担う機関であり、最低でも都道府県に1カ所は設置し、存続させるべき。

(2) 職業能力開発大学校及び附属短期大学校

民間・都道府県への移管については、関係地方自治体の意見を十分に聴いた上で判断すべき。全国ポリテクカレッジ所在自治体協議会は、都道府県への移管に反対している。

(3) 職業能力開発総合大学校

全国唯一の職業訓練指導員養成のための機関として重要な役割を担っており、存続させるべき。

(4) 組織形態

職業訓練業務を実施する独立行政法人は必要である。

3. 民間・都道府県への移管についての懸念

- 離職者、フリーター、母子家庭の母等の雇用のセーフティネットとしての訓練、高度なものづくり分野の訓練は、採算面などから民間・都道府県で実施することは困難。
- 都道府県は、職業訓練業務に充てる財源や訓練業務を担う専門的な人材が不足している。一律に移管した場合、訓練における地域間格差（訓練水準、受け入れ人数等）が拡大し、雇用のセーフティネットに逆行する。
- 雇用情勢悪化の際には、国として、全国ネットワークによるスケールメリットを活かした迅速・柔軟・効率的な対応が求められる。全部又は一部の組織を民間・都道府県へ移管すればそのような対応は望めず、かえって非効率であり、国民生活に与える影響も甚大。

以 上

2008年9月1日

厚生労働大臣
舩添 要一 様日本労働組合総連合会
会長 高木 剛

雇用・能力開発機構に関する要請書

非正規労働者が年々増加し、いまや全雇用労働者の3分の1を超えるまでになっています。非正規労働者や中小企業で働く労働者など、訓練機会に恵まれない人に対する職業訓練の実施は喫緊の課題となっております。また、直近では、経済情勢が悪化傾向にあり、雇用失業情勢の悪化による失業者の増加も懸念される状況にあります。

これまで、失業者等に対する職業訓練については、雇用・能力開発機構が、国の職業能力開発施策の中核となって実施してきました。さらに、年長フリーターや母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない人に対して、訓練機会を担保することが、これまで以上に求められています。特に、今年からスタートしたジョブ・カード制度において、雇用・能力開発機構は、全国のジョブ・カードセンターを支える重要な役割を担っています。また、産業構造の転換等に伴う離職者訓練も、雇用・能力開発機構の重要な機能です。

このような中、先般、行政減量・効率化有識者会議において、雇用・能力開発機構の解体・廃止を軸とした検討を行うとの報道がなされました。機構の行う業務を十分に精査したうえで、見直すべきものは見直すなど、改革を行うことは必要ですが、これを解体・廃止することは、単に雇用・能力開発機構の問題にとどまらず、職業能力開発に対する国の役割・責任を放棄するものです。国として行うべきセーフティネットとしての訓練のほか、民間では実施することが困難な訓練の実施、労働者に対して全国的に継続的かつ一定水準の訓練機会を保障することなど、これらの役割・機能は国が責任を持って担うことが必要です。

私どもは、以上の認識に立ち、下記の事項を要請いたします。

記

- 1．政府は、格差の縮小、正規雇用の増大に向けて、これまで以上に、訓練機会に恵まれない人に対する職業訓練機能の充実・強化をはかり、職業訓練における国の役割・責任を全うすること。
- 2．雇用・能力開発機構の在り方の見直しにあたっては、セーフティネットとしての職業訓練や民間では困難な訓練を実施すること、全国的に継続的かつ一定水準の訓練機会を保障することなど、能力開発における国の責任を十分に踏まえた上で、同機構が行う業務を十分に精査し、見直すべきものは見直すなどの改革を行うこと。

以 上